

公 示 日 : 2024 年 3 月 13 日 (水)

調達管理番号 : 23a01022

国 名 : タジキスタン

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : タジキスタン国従量制課金制度導入を通じた給水運営能力強化
プロジェクト詳細計画策定調査 (上水道計画)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 上水道計画
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 4 月下旬から 2024 年 7 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.37
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	23 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 3 月 27 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2023 年 10

月)」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024年4月5日（金）までに個別通知
- ◇ 提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	上水道計画および水道事業運営に係る各種業務
対象国及び類似地域	タジキスタン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タジキスタン共和国（以下、「当国」という。）政府は、2030年までの国家開発戦略（National Development Strategy: NDS2030）において、給水システムの改善を通じた生活環境・衛生状況の向上を重要な目標として掲げ、「水セクター改革プログラム（2016-2025）」を定め、「安全な飲料水の供給」を最重要課題の一つとして位置付けている。一方、当国南西部に位置するハترون州では、安全な飲料水へのアクセス率は47%と当国で最低であり、全国平均（67.1%）と比較しても格段に低い。住民の多くは不衛生な河川や灌漑用水をそのまま飲料水として利用しており、その結果、同州の国家水質基準の不適合率は69.7%と、全国平均の46.2%を大きく上回り、水因性感染症の罹患リスクが高い地域となっている。また、当国は国土の95%以上が山岳地であるが、ハترون州は平坦な農村地帯が広がっており、人口は約270万人と国内で最も多いことから、当国の開発にとっても重要な地域である一方、旧ソ連からの独立後の内戦（1992～1997年）の主な舞台となり、当国のなかで最も基礎インフラの開発が遅れている。

このような状況を踏まえ、JICAは当国においてハترون州に焦点を当て、地方

都市・農村給水を管轄する住宅サービス公社 (Khojagii Manziliyu-Kommunali : KMK) 及び、施設の維持管理を担う上下水道公社 (Vodokanal : VK) に対して、飲料水供給能力強化のための協力を約 16 年にわたり実施してきた。具体的には、ハトロン州ピアンジ県を対象に、無償資金協力「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画 (第一次 : 2014~2016 年度、第二次 : 2015~2017 年度)」による水道施設整備を通じた水道サービス (水量、給水時間、水圧、水質) の向上を図り、住民の水道サービスに対する満足度が上がったことを受けて、料金徴収を従来の定額制から従量料金制に移行した。その後、ハトロン州ピアンジ県に加えてハマドニ県も対象とし、技術協力「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト (2017~2021 年度)」を通じて従量料金制を更に拡大し、料金収入の増加による水道事業経営の改善及び無駄水の削減によるさらなる水道サービスの向上へとつなげた実績がある。この結果を受け、KMK による水道事業のモデルの一つとして、「従量料金制の導入を契機とした安定した給水サービスを提供することによる経営改善」(以下、「従量制導入モデル」という。)の推進を目指し、個別専門家「給水分野に係る水政策アドバイザー (2021~2023 年度)」を実施した。更に、2023 年度には、ハトロン州ジョミ県における水道施設整備及びメータ設置による従量料金制導入を目的とした無償資金協力の実施が閣議決定されている。

同個別専門家を通じて全国 VK の経営状況を確認したところ、各 VK の毎月の支出項目は、税金、KMK への分担金、人件費、社会保険料、施設の維持管理費、電気料金等となっており、多くの VK でこれら支出項目の合計が料金収入の 99.5% を占め、利益が出せない財務体質となっている。これにより、安全な水供給のためのサービス改善及び必要な施設整備等も遅れている。そこで、JICA のこれまでのグッドプラクティスを踏まえ、今後は従量制導入モデルの推進を全国レベルに拡大し、VK の給水サービスを改善するとともに、財務的に安定した経営状況を実現することが必要である。JICA が長年協力してきたハトロン州の各対象地域において、従量制導入モデルによる運営維持管理及び成果・教訓等を確認・分析し、従量制導入モデルの全国展開のための方針・計画を策定していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、当国政府は、従量制導入モデル全国展開のためのガイドライン策定、従量制導入モデルの運営維持管理に係る能力強化、スマート料金徴収システムの導入等を通じて、KMK 及び VK の経営改善を図る従量制導入モデルの全国展開を目的とした支援を日本に要請した。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつ

つ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024年4月下旬～2024年5月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) する。
- ② 我が国及び他援助機関 (EU、世界銀行、欧州復興開発銀行 (EBRD)、NGO 等) のこれまでの協力状況・成果・課題を確認し、本プロジェクトで取り組むべき活動について検討する。
- ③ 先行案件の報告資料等を参考に、タジキスタンにおける水道サービスの概況、関連組織の現状 (住宅サービス公社 (KMK)、上下水道公社 (VK)) それぞれの所掌業務、組織体制、人員体制、予算規模、予算獲得の仕組み、KMK と VK の連絡調整／指揮命令体制) 等を確認する。
- ④ 上記①、②、③を踏まえ、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、タジキスタン側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を他の団員と協力して作成する。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 本プロジェクトが気候変動適応策として位置づけられるかの検討、並びに位置づけられる場合の本プロジェクトの意義について検討する。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加し、会議議事録を作成する。(他のコンサルタント団員が出席する打合せ／会議に関する議事録の作成は、コンサルタント団員内で分担する。)

(2) 現地業務 (2024年5月中旬～2024年6月中旬)

- ① JICA タジキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② タジキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、他のコンサルタント団員と協力しながら会議議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ピアンジ VK、ハマドニ VK、バクシュ VK、ジョミ VK の職員の能力、各 VK の現状・課題を整理する。

- イ) JICA グローバルアジェンダ・クラスター事業戦略モニタリングシートに基づき、各 VK の 21 指標のデータ収集を行う。
- ウ) ハマドニ VK における給水区域拡張に必要な資機材・給水装置資材の単価及び必要個数、各戸メータの設置費等を確認する。
- エ) ピアンジ VK、ハマドニ VK において先行案件で作成された施設の運営維持管理に係るマニュアルの使用状況及び改善点を確認する。
- オ) タジキスタンにおいて導入済みのスマート料金徴収システムの確認及び、ピアンジ VK、ハマドニ VK、ジョミ VK に導入するスマート料金徴収システムの検討及び必要経費の見積もりを行う。
- カ) 個別専門家「給水分野に係る水政策アドバイザー」におけるバクシュ VK のパイロット事業の実施状況を確認し、本プロジェクトにおいてエンドライン調査を行う際の概要を検討する。
- キ) 本プロジェクトでは、対象地域として想定しているピアンジ県及びハマドニ県が邦人立ち入り禁止区域とされていることから、両県の活動について現地再委託の活用を検討する。ピアンジ VK、ハマドニ VK を対象とする活動（従量料金制による給水区域拡張のためのメータ設置、施設の運転維持管理に係る指導・マニュアル作成、スマート料金徴収システムの導入、経営改善に係る分析・ガイドライン作成等）に必要な現地再委託業務を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ク) ピアンジ VK、ハマドニ VK を対象とする活動を含め、本プロジェクトの実施において必要となる安全対策を検討の上、安全対策経費の積算に係る情報・資料を収集する。
- ケ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性を確認する。
- コ) JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT 適応版）に基づき、本プロジェクトにおける気候変動対策を検討する。
 - (a) JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT 適応版）「2. 上水道」等を参照の上、対象地域の気候リスク（ハザード、暴露、脆弱性）を評価し、適応オプションを検討する。
 - (b) JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT 緩和版）「7. 省エネルギー／機器・設備のエネルギー効率化」「22. 無収水削減対策」

等を参照の上、本プロジェクトに気候変動対策を組み込む検討を行い、GHG 排出削減量を推計する。

- ④ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案、R/D 案の作成に協力する。
- ⑤ 先方負担事項を整理・検討する。
- ⑥ 本プロジェクトにおいて必要となる機材を検討し、積算する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タジキスタン事務所等に報告する。

（3）整理業務（2024 年 6 月中旬～2024 年 7 月下旬）

- ① 他のコンサルタント団員と協力して事業事前評価表（案）を作成する。
- ② 収集資料を整理・分析し、収集資料リスト作成及び質問票回答の取りまとめを行う。
- ③ 本プロジェクト協力対象となる実施機関に関する水道事業体基本情報チェックシート（案）を作成する。また、他のコンサルタント団員と協力してリスク管理チェックシートを作成する。様式は別途 JICA から提供する。
- ④ 報告会、社内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2024 年 7 月 31 日（水）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

（2） 収集資料一式

（3） 協議議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 5 月 18 日～6 月 9 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者より約 2 週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 上水道管理 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 上水道計画 (本コンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タジキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄露語の通訳兼翻訳者を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・「給水分野に係る水政策アドバイザー業務 専門家業務完了報告書」

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・「ハトロン州南部地域持続的飲料水供給計画調査ファイナル・レポート」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247202.html>

・「ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画基本設計調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173633.html>

・「ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画第二次予備調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171051.html>

・「第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画事業化調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255260.html>

・「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画準備調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013521.html>

・「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030513.html>

・「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト事業完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045450.html>

・「ハトロン州ジョミ県における上水道改善計画準備調査報告書（先行公開版）」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000051507.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上